



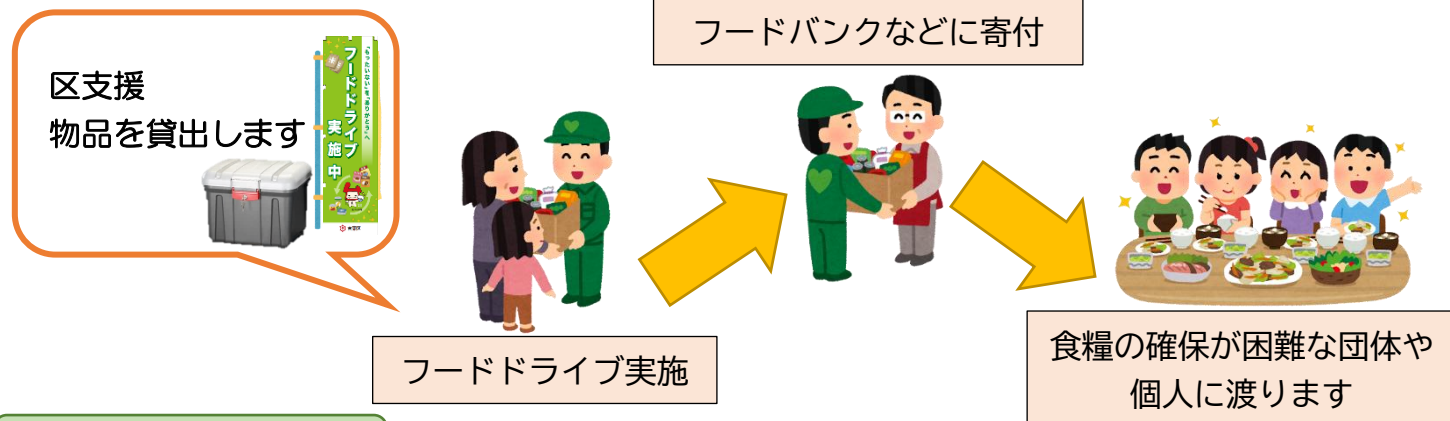
『もったいない』を『ありがとう』へ



フードドライブ実施マニュアル

フードドライブとは

家庭で使わずに眠っている食品を持ち寄り、食糧の確保が困難な団体や個人に提供するための活動



実施手順

① 事前準備・・・計画を立てる（実施日時、場所、提供先など）

- ・ 提供先(福祉施設やフードバンク※など)を決め、食品の受入条件・引き渡し日や運搬方法について相談しておく。
- ・ フードドライブの実施期間、場所を決める。
- ・ フードドライブの実施を周知する(実施日時・場所・受入条件等)。

※フードバンクとは

家庭などで余った食品や、食品の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。

② 実施準備・・・必要な物品を用意する

- ・ 食品を入れるコンテナ、案内表示、のぼり旗、はかり、電卓など



《台東区では、食品回収用コンテナ、フードドライブのぼり旗、卓上ミニのぼり旗を無償で貸出しています。》

鍵付きコンテナ



のぼり旗
W450×H1500mm
卓上のぼり旗
W100×H280mm

申し込みはこちらから



③ 実施

- ・ 食品の受け入れ時、期限切れ、対象外のものではないか確認。
- ・ 実績の記録と食品の引渡しのため、集まった食品の点数や重量を計ったり、食品全体の写真を撮ったりしておくことをお勧めします。

袋が開いて
いるもの



賞味期限切れ

NG

④ 実施後

- ・ 回収食品を福祉施設やフードバンクなどに引き渡す。

《区から物品の貸出を受けた方は、実施後1週間以内に物品の返却報告書を添えて、貸出物品を返却する。》

回収できる食品と回収できない食品は、提供先によって違います。

必ず、事前に確認してからフードドライブを実施してください。

《参考》 よくある「回収できない食品」の例

フードドライブで回収する食品の受入条件は、提供先と調整の上決定しますが、よくある回収できない食品の例は以下のとおりです。

回収できない食品	回収できない理由
生鮮食品(生肉、魚介類、生野菜など)	フードドライブ実施団体や提供先に冷蔵庫・冷凍庫がない場合、腐敗の恐れがあるため
冷蔵食品、冷凍食品など温度管理が必要なもの	
手づくり品、お弁当、食べ残しの食品	食品衛生の観点から、フードドライブ実施団体や提供先が品質を保証できないため
開封されたもの、包装が破損したもの	
賞味期限が1か月または2か月未満のもの ※提供先により異なる	最終的な提供先への配布までに、最低1か月程度の余裕を見ておいておいた方が良いため
アルコール類(料理酒・みりんを除く)	アルコール類は趣向品であり、飲まない人・飲めない人もいるため
びん詰などガラス製容器に入ったもの	運搬の途中で割れる可能性があるため

台東区では令和8年4月より「エコいいね宣言店制度」を開始しました。

エコいいね宣言店になって、

あなたのお店からエコな取り組みを広げていきませんか。

【対象:台東区内にある飲食店・小売店・サービス業・事業所など】



エコいいね宣言店ってなに？

「食品ロス削減」、「使い捨て物品削減」、「資源の循環」など、お店で実施している環境にやさしい取り組みを、「こんな取り組みをしています。」とお店自身が宣言！

対象 台東区内で営業する
飲食店、小売店、サービス業、事業所など

区が環境にやさしい取り組みを行うお店を「エコいいね宣言店」として周知し、応援します！

お店で実施している取り組みが当てはまるか、まずは **宣言項目** をチェック



エコいいね宣言店になるメリットは？

- 環境に配慮したお店として区民の皆さんに認知されます
- 台東区ホームページに掲載され、お店のPRになります
- エコいいね宣言店のステッカー、バナーがもらえます



エコいいね宣言店になるには？

手続きはかんたん**3**ステップ

- 「宣言フォーム」を入力または「申込書」を提出して宣言
- 区が宣言内容等を確認
- エコいいね宣言店の宣言完了！

宣言完了をお知らせする通知を区から送付します



エコいいね宣言店になったら、なにをするの？

環境にやさしい取り組みを積極的に続けるだけでOKです。

エコいいね宣言店の宣言項目

以下1～3の各分野の内容のうち、どれか1つでも実施していれば、「エコいいね宣言店」になることができます。

実施している内容をチェック！

1. 食品ロス削減分野

	内 容	
1	小盛やハーフサイズメニューの提供(消費者が食べられる量を選択できるようにする)	☒
2	ばら売りや量り売りの実施	☐
3	賞味期限または消費期限の近い商品の値引き販売やフードシェアリングの利用	☐
4	食べ残りの呼びかけ、ポスター等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発活動の実践	☐
5	食べ残した料理等の持ち帰りを希望する方への対応	☐
6	フードドライブの実施、フードバンクへの食品提供	☐
7	その他の食品ロス削減に関する取り組み	☐

2. 使い捨て物品削減分野

	内 容	
1	商品販売時における使い捨て物品(割り箸、スプーンなど)の提供抑制または代替品(紙製等)の使用	☒
2	商品の簡易包装の実施	☐
3	持参したマイボトル等に水、お湯、お茶等を提供	☐
4	店舗外の販売時におけるリユース食器の使用	☐
5	使い捨てアメニティグッズの提供抑制	☐
6	その他の使い捨て物品削減に関する取り組み	☐

3. 資源の循環分野

	内 容	
1	(自社・他社製品を問わず)製品の修理・再生の実施	☒
2	アップサイクルに関する取り組みの実施	☐
3	不用品を買取り、修理・再生して販売	☐
4	自店で販売した製品の回収	☐
5	店頭での資源回収の実施	☐
6	その他の資源の循環に関する取り組み	☐

問合せ先

台東区環境清掃部清掃リサイクル課 電話 03-5246-1018